

平成30年12月26日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公 印 省 略）

平成30年度における国民健康保険組合の保険者インセンティブについて

標記について、評価指標及び具体的な算定方法等について、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 事業実績の把握について

(1) 事業実績の範囲

平成30年度における国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の保険者インセンティブについては、平成28～30年度における国保組合（全国土木国保組合を除く。以下同じ。）の事業実績を評価の対象とする。なお、平成30年度の実績については、平成30年4月から11月までの実績と、平成30年12月から平成31年3月までの実績見込とする。

(2) 交付額の算定方法

交付額の算定方法は、〔(体制構築加点+評価指標毎の加点) ×被保険者数〕により算出した点数を基準として、国保組合全ての算出点数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。

なお、体制構築加点は60点とし、評価指標毎の点数は別紙1に記載のとおりとする。また、被保険者数は、平成30年10月1日現在の数値を用いることとする。

(3) 自己採点

平成30年度における保険者インセンティブの交付額の算定にあたり、各国保組合において、評価指標ごとに自己採点を行い、都道府県に報告するものとする。

都道府県においては、各国保組合の自己採点を取りまとめることとする。

なお、「特定健康診査の受診率」、「特定保健指導の実施率」、「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」、「がん検診実施率」、「後発医薬品の使用割合」及び「レセプト点検の充実・強化 ③・④」の実績については、当課において、平成29年度以前のデータを用いて評価することから、自己採点は不

要である。

(4) 報告期限

国保組合は、別添の報告様式に各年度の事業実績を記入し、事業実績を証明する書類を添付の上、平成31年1月25日(金)までに関係書類を都道府県に提出すること。都道府県は、管内国保組合の報告様式の内容に誤りがないことを確認し、平成31年2月8日(金)までに関係書類を電子メールにより当課まで提出すること。

2 予算の規模

平成30年度における国保組合の保険者インセンティブの予算規模は、特別調整補助金の予算のうち約3億円を予定している。

3 評価指標

平成30年度における国保組合の保険者インセンティブの評価指標については、別紙1のとおりとする。

4 平成30年度における実績見込の取扱いについて

(1) 基本的考え方

平成30年度の交付額の算定時に評価対象とした取組については、平成31年度上半期に実績調査を行い、その結果、以下のいずれかに該当した場合は、平成31年度の交付額の算定において、点数の減点を行うこととする。

① 平成30年11月までに実施した取組の報告内容について、誤りが判明した場合

② 平成30年12月以降に実施を予定していた取組について、平成30年度中に実施しなかった場合

※ 予定していなかった取組を実施した場合や、申請誤り等による加点は行わないこととする。

(2) 減点の計算方法

(1)の減点の計算方法については、減点対象の評価指標毎の平成30年度点数×補正係数①〔全評価指標の平成31年度点数合計(未定)／平成30年度点数合計(790点)〕×補正係数②〔平成30年度の予算規模(約3億円)／平成31年度の予算規模(未定)〕とする。

※ 小数点以下は切り捨てるものとする。

5 評価指標に係るQ&A

評価指標に係るQ&Aは別紙2のとおりであり、適宜参考とすること。